

[別紙1]

鳥取県まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が別に定める日)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業実施 (事業計画書に基づいて実施)

○この補助金においては、事業着手届の提出は必要ありません。
※【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には、事前に県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

(4. 指示等の報告)

○本交付金要綱第12条に基づき、市長が間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告すること。

5. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先へ郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部企業支援課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7215 kigyoushien@pref.tottori.lg.jp